

電気の供給を受ける契約に係る 考え方について(案)

令和4年9月7日

- 1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討について**
- 2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討について**
- 3. その他**
- 4. 環境配慮契約法基本方針等の検討スケジュール（案）**

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式） の検討について

- ① 排出係数しきい値の引き下げの方向性
- ② 加点項目の整理・見直し等
- ③ 環境配慮契約未実施機関への対応

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討 について

3. その他

4. 環境配慮契約法基本方針等の検討スケ ジュール（案）

① 排出係数しきい値の引き下げの方向性

2030年度までの排出係数しきい値の引き下げの考え方

- エネルギーミックスと統合的な2030年度における排出係数（0.25kg-CO₂/kWh）を見据えること
- 小売電気事業者の予見可能性に配慮しつつ、全国一律の上限値である排出係数を段階的に引き下げることにより、我が国全体の小売電気事業者の排出係数の着実な低減を図ること
 - ✓ 国及び独立行政法人等の調達仕様を満たす再エネメニューを販売している小売電気事業者であっても、**事業者全体の排出係数**が排出係数しきい値以上又は当該供給区域の裾切り基準を満たさない場合は**入札参加資格を付与されない**
- 国及び独立行政法人等の調達電力の脱炭素化は再エネ比率の引き上げにより達成すること【後述2.①】



排出係数しきい値は**全国一律に入札参加を制限（入札除外）**する数値であり、小売電気事業者の**排出係数の継続的な改善を促すもの**

排出係数しきい値の役割と裾切り基準との一体的な運用

- 供給区域別ではなく**全国一律の上限値**であり、**最低限満たすべき数値**
- 供給区域ごとに一定の競争性の確保が可能となる数値
- 調達者の立場から小売電気事業者に向けたメッセージ性を重視
- 裾切り方式における**供給区域別の入札参加資格の裾切り基準（配点例）との一体的な運用**により、2030年度に向け**我が国全体の排出係数の低減**に寄与

排出係数しきい値 > 入札参加資格の排出係数

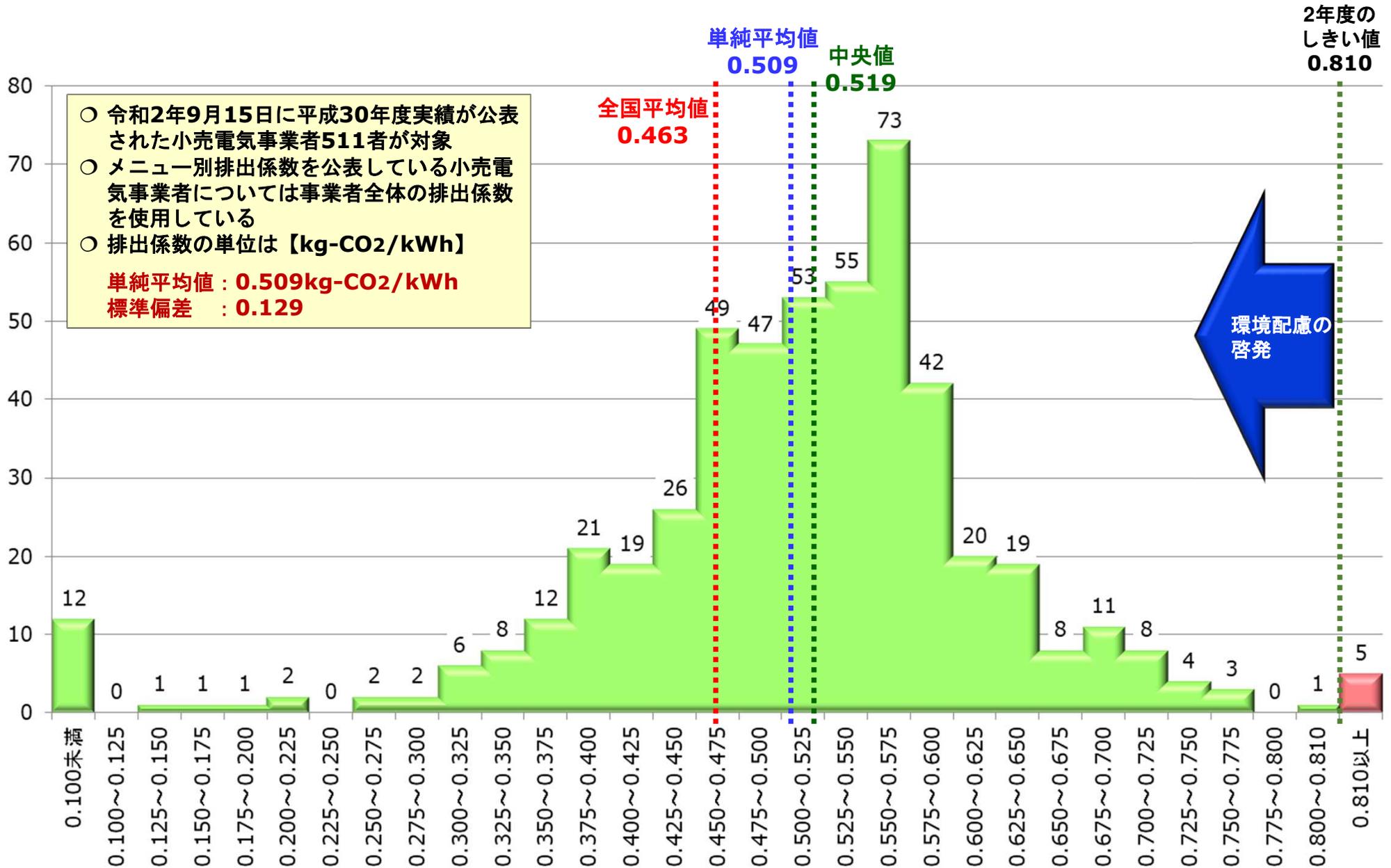


- 排出係数しきい値は、**毎年度以下の状況を点検・確認するとともに、有識者の意見等を踏まえ、適切なタイミング（少なくとも2年に1回程度を想定）で見直し**

- 国等の機関の環境配慮契約の実績、再エネ電力の調達実績
- 地球温暖化対策計画、政府実行計画、エネルギー基本計画等の気候変動関連施策・計画との整合及びその進捗状況
- 2030年度エネルギーミックスと統合的な排出係数及び上限値としての役割
- 直近までの小売電気事業者の二酸化炭素排出係数、電源構成の現状及び推移、供給区域別の参入状況等

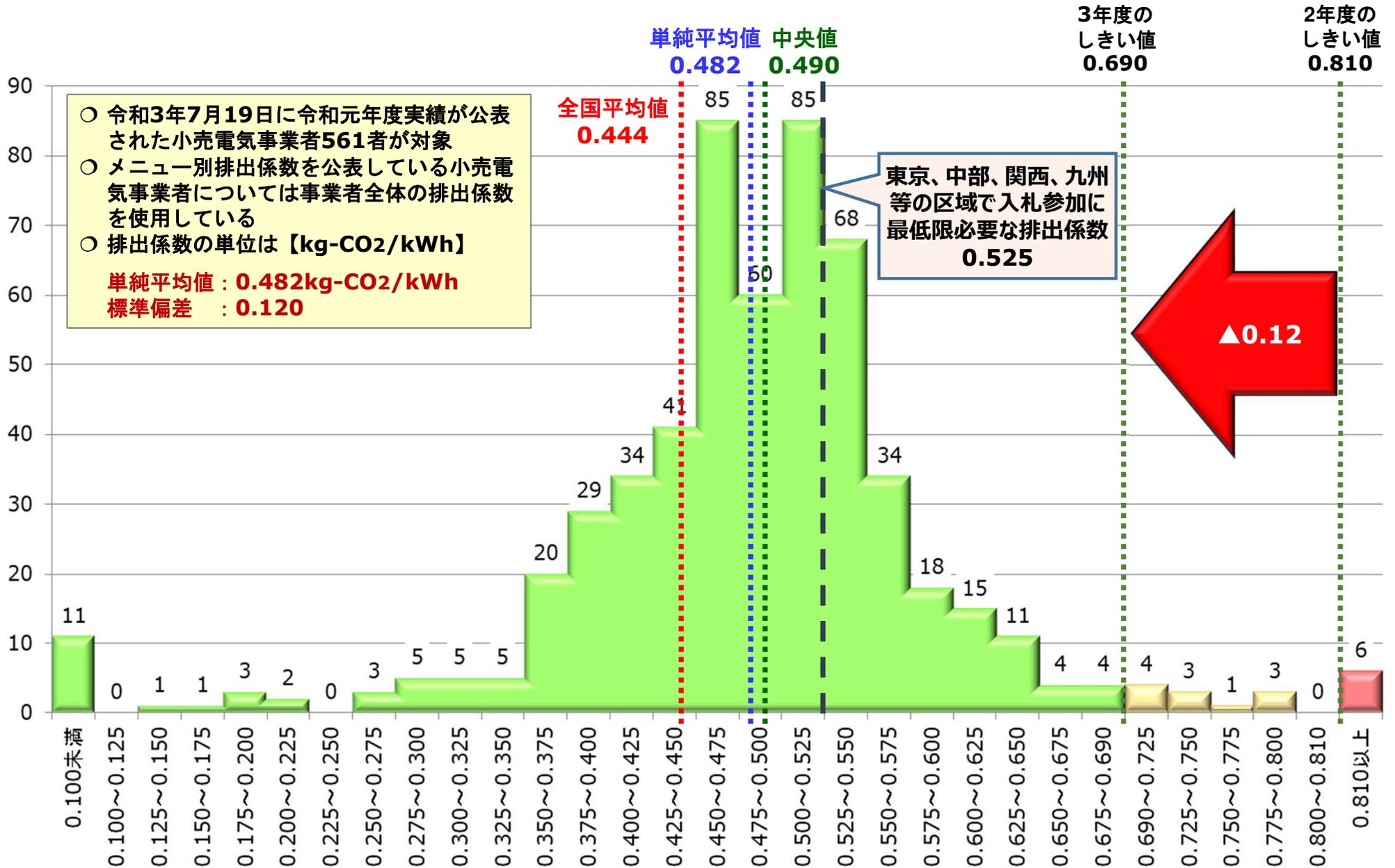
【参考】小売電気事業者の平成30年度の調整後排出係数の分布

- 令和2年度の契約時に用いられた調整後排出係数の度数分布は下図のとおり
- しきい値を設定することで**事業者全体に環境配慮の必要性を啓発**



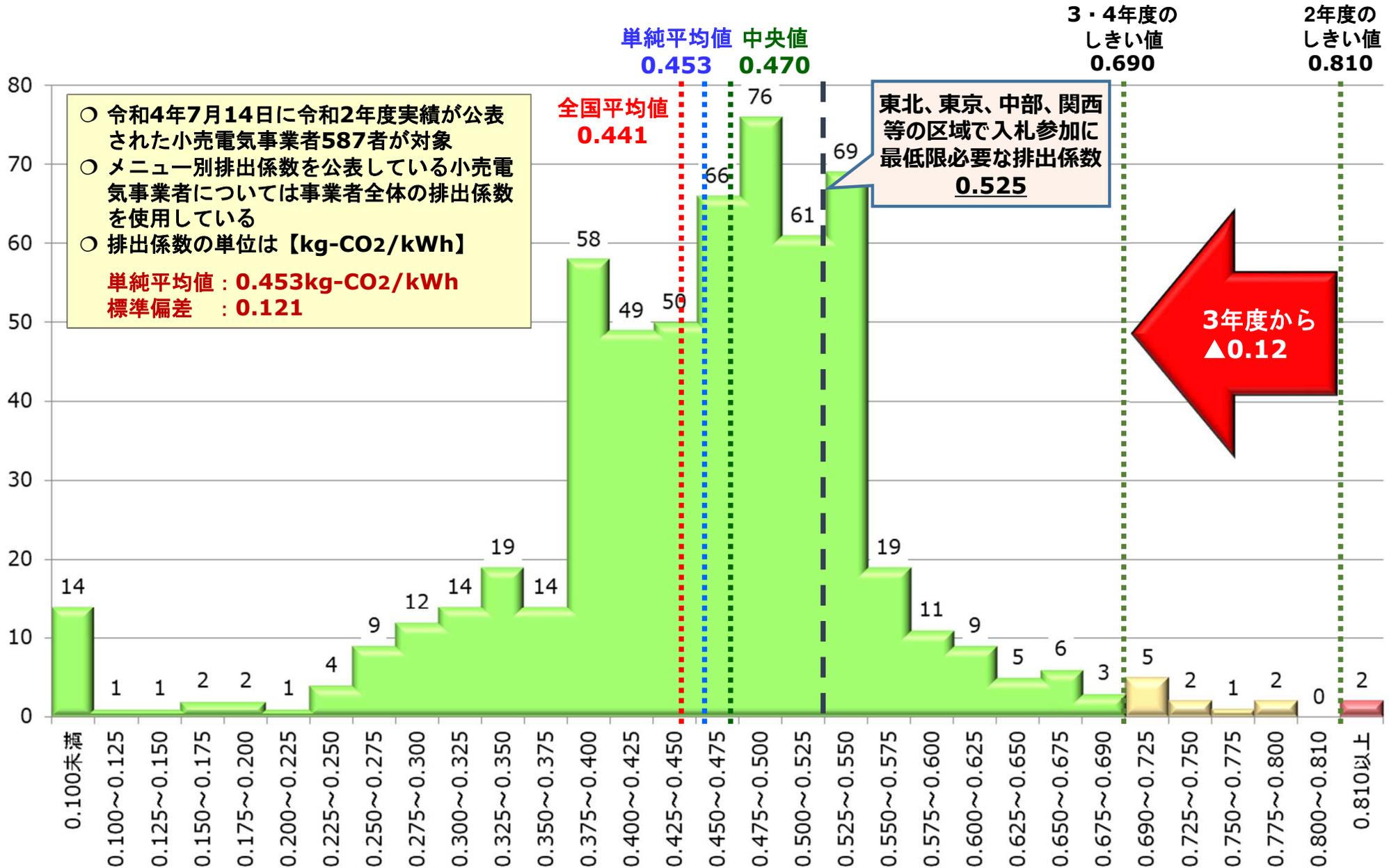
【参考】小売電気事業者の令和元年度の調整後排出係数の分布

- 令和3年度の契約時に用いられた調整後排出係数の度数分布は下図のとおり
- 令和3年度から排出係数しきい値を**0.12kg-CO₂/kWh**（3年分）引下げ



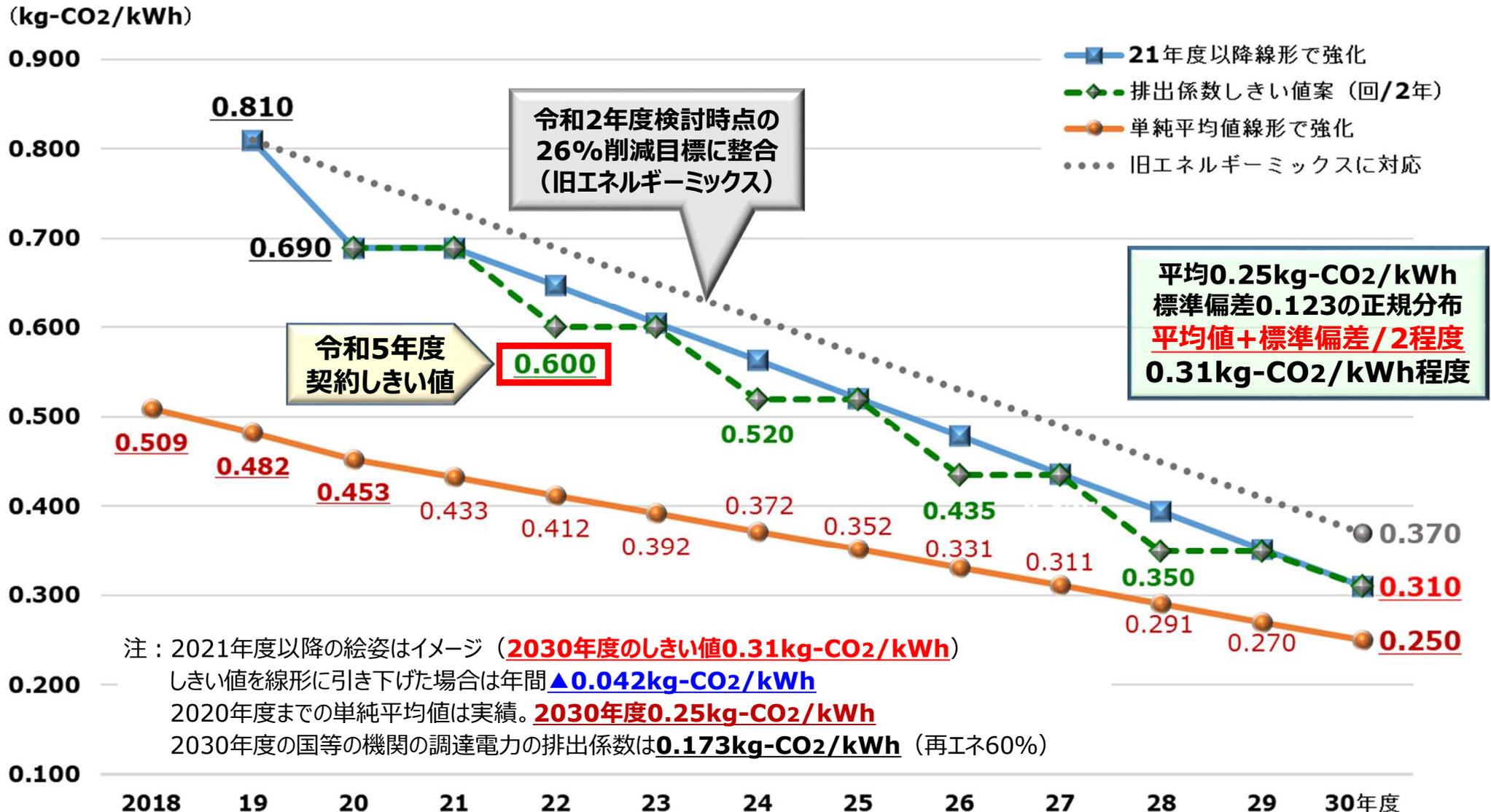
【参考】小売電気事業者の令和2年度の調整後排出係数の分布

- 令和4年度の契約時に用いられた調整後排出係数の度数分布は下図のとおり
- 令和3年度から排出係数しきい値を**0.12kg-CO₂/kWh**（3年分）引き下げ



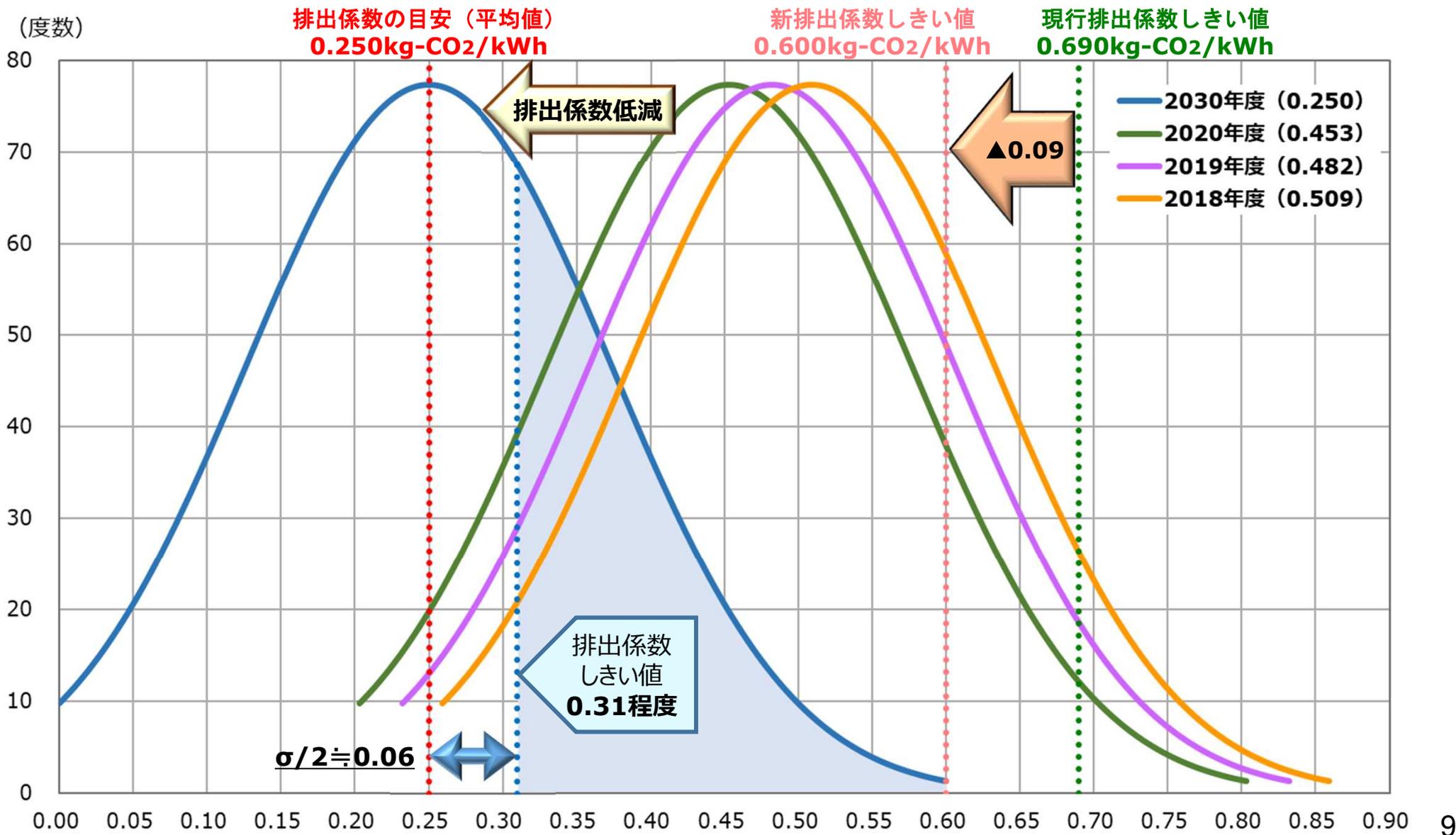
2030年度に向けた排出係数しきい値の引き下げの方向性（案）

- 令和2年度に排出係数しきい値を**0.690kg-CO₂/kWh**（▲0.12）に引き下げ
- 令和4年度はエネルギーミックスに整合する新たな2030年度排出係数に基づく**排出係数しきい値引き下げの方向**として以下を提案（5年度契約から▲0.09）



【参考】正規分布と仮定した場合の2030年度排出係数しきい値

- 2018～20年度の調整後排出係数分布から各年度の平均値及び標準偏差を算出
- 3か年分の標準偏差の平均 ($\sigma=0.123$)、最頻値の平均 (78) から2030年度の排出係数しきい値を「平均値+標準偏差/2程度」として設定 (約31%除外)



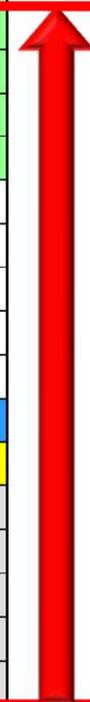
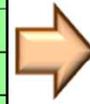
【参考】2030年度の排出係数しきい値及び配点例（イメージ）

令和4（2022）年度の供給区域別配点例

調整後排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
0.100 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.100 以上 0.125 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.125 以上 0.150 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.150 以上 0.175 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.175 以上 0.200 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.200 以上 0.225 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.225 以上 0.250 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.250 以上 0.275 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.275 以上 0.300 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.300 以上 0.310 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.310 以上 0.325 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.325 以上 0.350 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.350 以上 0.375 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.375 以上 0.400 未満	70	65	65	65	65	65	70	70	70
0.400 以上 0.425 未満	70	60	60	60	60	60	70	70	65
0.425 以上 0.450 未満	65	55	55	55	55	55	65	65	60
0.450 以上 0.475 未満	60	50	50	50	50	50	60	60	55
0.475 以上 0.500 未満	55	45	45	45	45	45	55	55	50
0.500 以上 0.525 未満	50	40	40	40	40	40	50	50	45
0.525 以上 0.550 未満	45	35	35	35	35	35	45	45	40
0.550 以上 0.575 未満	40	30	30	30	30	30	40	40	35
0.575 以上 0.600 未満	35	25	25	25	25	25	35	35	30
0.600 以上 0.625 未満	30	20	20	20	20	20	30	30	25
0.625 以上 0.650 未満	25	20	20	20	20	20	25	25	20
0.650 以上 0.675 未満	20	20	20	20	20	20	20	20	20
0.675 以上 0.690 未満	20	20	20	20	20	20	20	20	20
0.690 以上（令和4年度）	0								

2030年度のイメージ

北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
70	70	70	70	70	70	70	70	70
70	70	70	70	70	70	70	70	70
70	70	70	70	70	70	70	70	70
65	65	65	65	65	65	65	65	65
60	60	60	60	60	60	60	60	60
55	55	55	55	55	55	55	55	55
50	50	50	50	50	50	50	50	50
45	45	45	45	45	45	45	45	45
40	40	40	40	40	40	40	40	40
35	35	35	35	35	35	35	35	35
0								
0								



② 加点項目の整理・見直し等

加点項目の必要性、評価項目等に関する検討状況

- 現行の加点項目（需要家に対する省エネ・節電等の情報提供）についてはアンケート調査によると9割以上の事業者が実施していること
 - ✓ 需要家の使用電力量の推移等をホームページで閲覧できる（**91.4%**）
 - ✓ 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知を行う（33.3%）
 - ✓ 電力逼迫時等に供給側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う（18.5%） など【複数回答】
- 省エネコミュニケーション・ランキング制度の評価をそのまま活用することは国等の契約（高圧・特別高圧が大宗）では適切ではないこと
- 裾切り方式において加点評価を行うことは、排出係数等の必須項目による評価を緩める方向になるとの指摘があること
- 令和3年度における環境配慮契約締結実績調査（集計中）において調達者の加点項目の活用状況等の集計・分析を実施中であること



加点項目の必要性及び評価項目の内容等について、契約締結実績調査を含めてとりまとめ、**令和5年度の裾切り基準から反映**を目指す

③ 環境配慮契約未実施機関への対応

環境配慮契約未実施機関への対応の考え方

- 環境配慮契約未実施機関・施設の継続的な公表により自主的・積極的な取組を促すこと
 - ✓ 環境配慮契約締結契約実績の確認・精査後、早期に未実施機関・施設を公表（公表内容等の再検討を含む）
 - ✓ 未実施機関の公表（令和2年度実績）による実施率向上の有無の確認
- 環境配慮契約の実施率を向上させるための支援措置を講ずること
 - ✓ 相対的に実施率の低い独立行政法人等への優良事例、参考情報提供等の実施
 - ✓ 所管する府省庁に対する情報提供等の実施
 - ✓ 未実施機関における今後の取組に対する回答を踏まえたフォローアップの実施



令和4年度においても、令和3年度の環境配慮契約締結実績調査を踏まえ、引き続き環境配慮契約未実施機関・施設の公表等の対応を図るとともに、未実施機関へのフォローアップ等の普及促進策を実施

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討について
2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討について
 - ① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組
 - ② 再エネ電源の種類の見直し
 - ③ 再エネ電力の普及促進に向けた取組
3. その他
4. 環境配慮契約法基本方針等の検討スケジュール（案）

① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組

調達電力の脱炭素化に向けた考え方

- 2030年度エネルギーミックスと統合的な排出係数は0.25kg-CO₂/kWh
- 国及び独立行政法人等が調達する電力の再エネ比率を継続的に引き上げ、2030年度までに60%以上※とする政府実行計画の目標が達成されれば、調達電力の排出係数は平均で0.17kg-CO₂/kWh程度が実現可能
※ 政府実行計画においては「この目標（60%）を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する」とされている
- 国及び独立行政法人等は再エネ電力を積極的に調達することにより脱炭素化を推進
- 調達電力の「再エネ電力比率」を制度化するためには、再エネ電源の定義が必要【後述②】

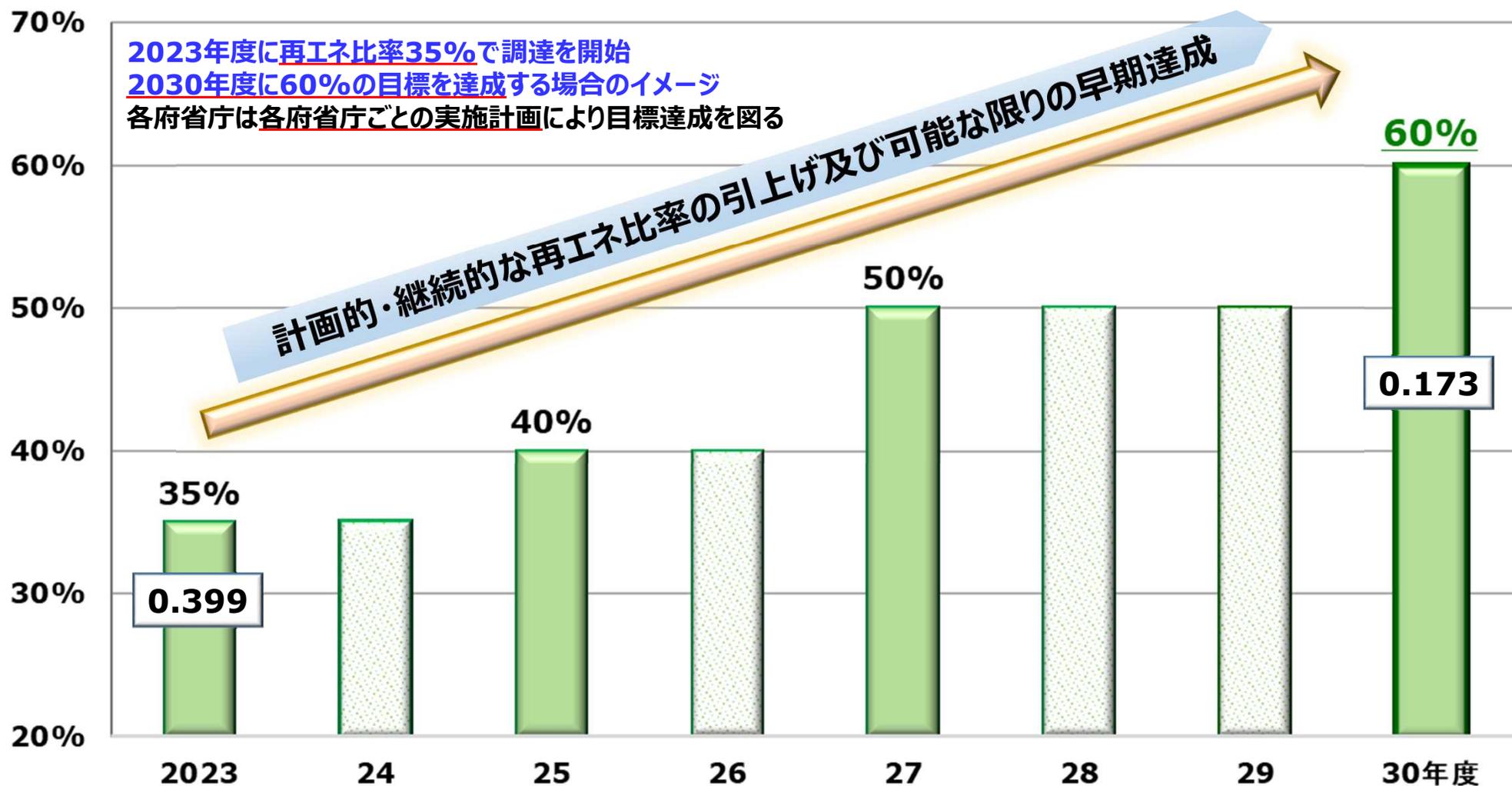


令和5年度の契約から最低限の再エネ電力比率を仕様書に示すこと及び再エネ電力比率を2030年度まで計画的・継続的に引き上げる

【参考】再エネ電力比率の継続的な引き上げ（イメージ）

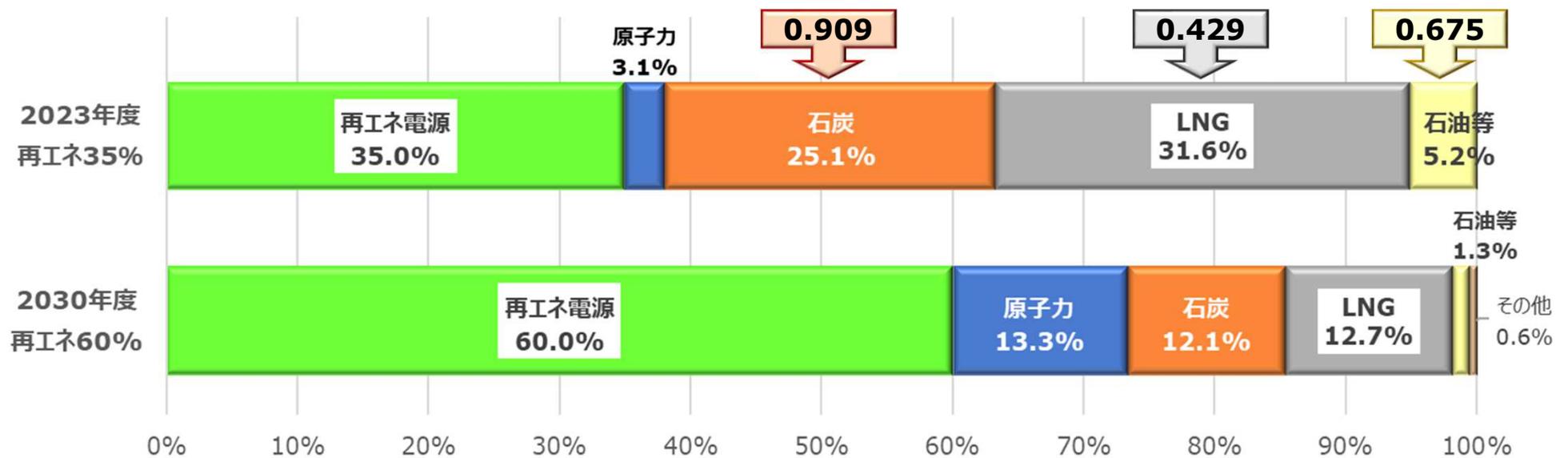
- 2030年度目標の再エネ比率60%以上の可能な限りの早期達成を目指し、
 - 令和5（2023）年度より調達する電力の最低限の再エネ比率を規定
 - 計画的・継続的な再エネ比率の引き上げを実施
 - ➡ 再エネ電力の調達実績、供給状況等を踏まえた適切な再エネ比率の設定が必要

（再エネ比率）



【参考】再エネ比率と電源構成による調達電力の排出係数試算

- **2023年度**における国及び独立行政法人等の調達電力
 - ➔ **再エネ電源の比率35%**、他の電源について2020年度の実績から試算した調達電力の基礎排出係数は**0.399kg-CO₂/kWh**
- **2030年度**における国及び独立行政法人等の調達電力
 - ➔ **再エネ電源の比率60%**、他の電源について2030年度エネルギーミックスから試算した調達電力の基礎排出係数は**0.173kg-CO₂/kWh**
 - ➔ 非化石電源（再エネ、原子力及び水素・アンモニア）、化石電源（石炭、天然ガス及び石油等）



注：2030年度の「その他」は水素及びアンモニア

資料：2023年度の電源構成は「令和2（2020）年度総合エネルギー統計確報」、2030年度の電源構成は「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」よりそれぞれ作成

【参考】各府省庁の実施計画における再エネ電力比率の目標

- 政府実行計画及び同計画実施要領に基づき各府省庁が令和4年度に策定した実施計画において再エネ電力の比率の目標を以下のとおり設定
 - ▶ 合同庁舎の管理官署ではない場合、民間ビル等に入居している場合等を除きすべての府省庁において2030年度までに最低60%以上を目標として設定

府省庁名	2030年度までの目標	府省庁名	2030年度までの目標
内閣官房及び内閣府本府	60%以上	法務省	60%以上
内閣法制局	記載なし	外務省	60%以上
人事院	60%以上	財務省	60%以上
宮内庁	60%以上	文部科学省	60%以上
公正取引委員会	60%以上	厚生労働省	60%以上
警察庁	60%以上	農林水産省	60%以上
金融庁	※1	経済産業省	60%以上
消費者庁	※2	国土交通省	60%以上
デジタル庁	※3	環境省	100%
復興庁	記載なし	防衛省	60%以上
総務省	60%以上		

- ※1：官民合築の建物で、その電力契約は管理組合が行っており、直ちに電力の60%以上を再エネ電力とすることは困難であるが、2030年度までに調達する電力の60%以上を再エネ電力とするよう、庁舎管理官署等の関係先に働きかける
- ※2：消費者庁が庁舎等の建築物を新築する場合には、当該建築物で調達する電力の60%以上を再エネ電力とする
- ※3：電力の調達先は、デジタル庁が入居する民間ビルにおいて決定しているが、今後デジタル庁が建築物を新築する場合には、2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギーとすることを旨とする

② 再生エネルギーの種類の見直し

調達する再生エネルギーの種類に関する考え方

- 再生エネルギーで発電されたものであって、電源が特定されていること（トラッキング付又は相対取引）
- 再生エネルギーは新規の発電設備を対象として調達することが望ましいが、当面の間は、運転中の発電設備（水力、卒FIT等）についても当該設備の運転継続・維持の観点から調達電力の再生エネルギーの対象とすること



調達する再生エネルギーの電源に求められる要件を以下とおりとする

- 再生可能エネルギー電源で発電された電力であって、**電源が特定されていること**（**トラッキング付又は相対取引**）

調達する再生エネルギーの電源の推奨事項を以下とおりとする

- 可能な限り「**追加性**」を有すること
 - **PPA**等調達者の判断による**再生エネルギーの選択**を推奨
- ※ 再生エネルギーの定義（裾切り方式、調達電力）については再生エネルギーの調達実績、再生エネルギーの構成等を点検・確認の上、有識者の意見等を踏まえ、適切に見直すものとする

再エネ導入状況及び調達電力の再エネ電源の種類（案）

調達する再エネ電源の種類に関する考え方

【案①】 再エネ特措法に定められた再エネ電源

【案②】 再エネ特措法に定められた再エネ電源 + 大型水力

注：「大型水力」とは出力3万kW以上の水力発電（揚水発電を除く）。以下同じ

※政府実行計画においても大型水力を除外しておらず、現時点では対象とする。

ただし、関係計画等で再エネの定義の整理が進むような場合には、環境配慮契約法においても整合するよう見直すことを明記する。

裾切り方式の評価項目（小売電気事業者評価）である「再生可能エネルギー導入状況」の再エネ電源の種類に関する考え方

【案①】 従前のおり再エネ特措法に定められた再エネ電源

【案②】 再エネ特措法に定められた再エネ電源 + 大型水力

※政府実行計画においても大型水力を除外しておらず、現時点では対象とする。

ただし、関係計画等で再エネの定義の整理が進むような場合には、環境配慮契約法においても整合するよう見直すことを明記する。

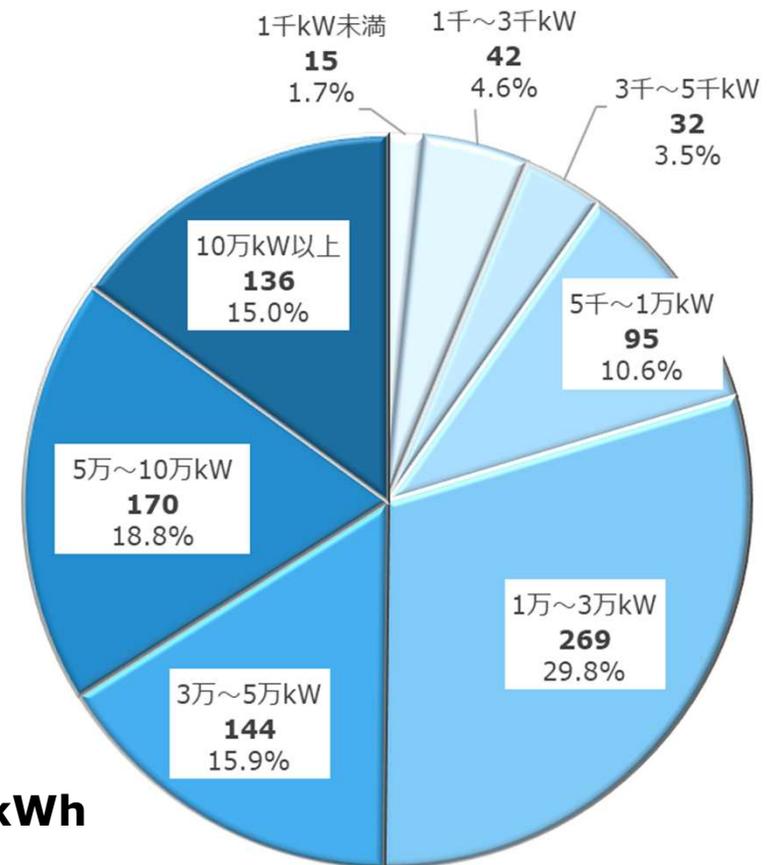
【参考】令和2（2020）年度の電源構成及び水力発電の内訳

- 令和2（2020）年度における我が国の電源構成（発電電力量及び割合）
 - ➡ 再生可能エネルギー電源は**1,983億kWh**で**19.8%**
- 令和3（2021）年3月末の一般水力の出力別包蔵水力（既開発）発電電力量
 - ➡ 出力**3万kW未満**が**50.2%**、**3万kW以上**が**49.8%**でほぼ同じ



2020年度の電源構成（発電電力量）

「令和2（2020）年度総合エネルギー統計確報」による



一般水力の出力別包蔵水力（既開発）

年間可能発電電力量

「日本の水力エネルギー量（2021年3月31日）」による 20

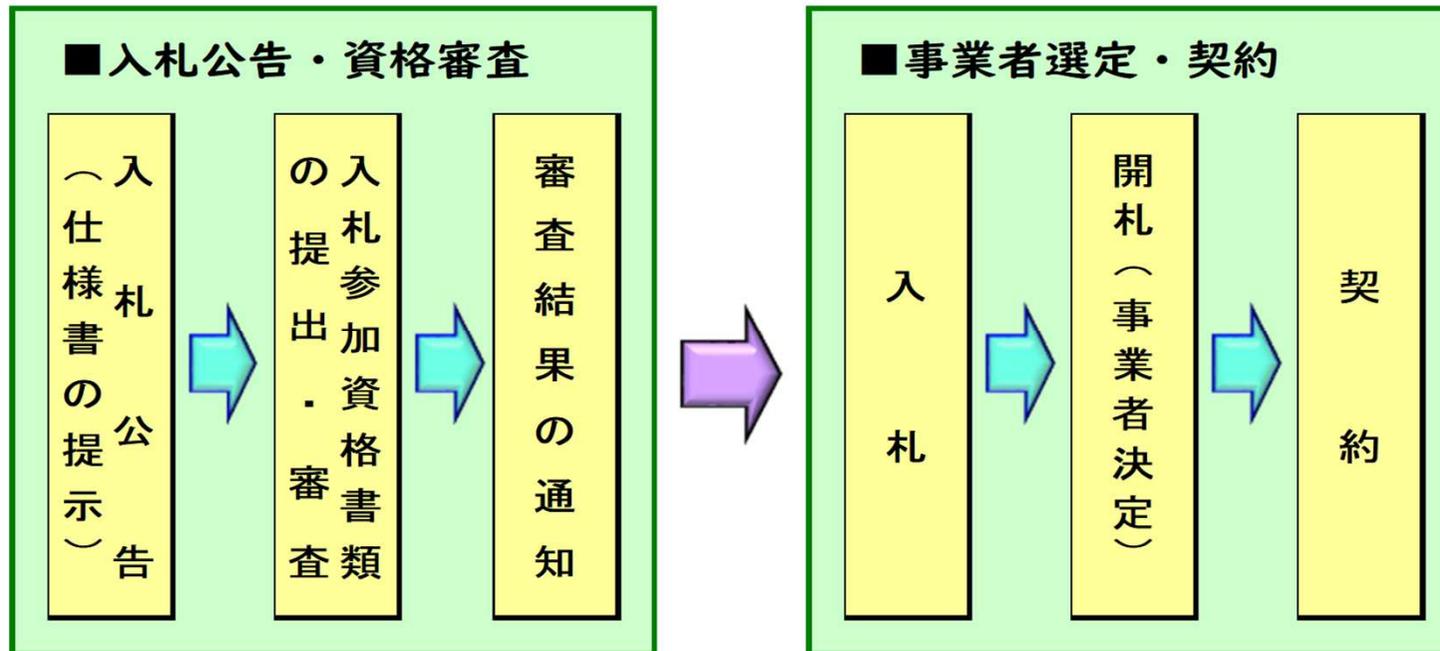
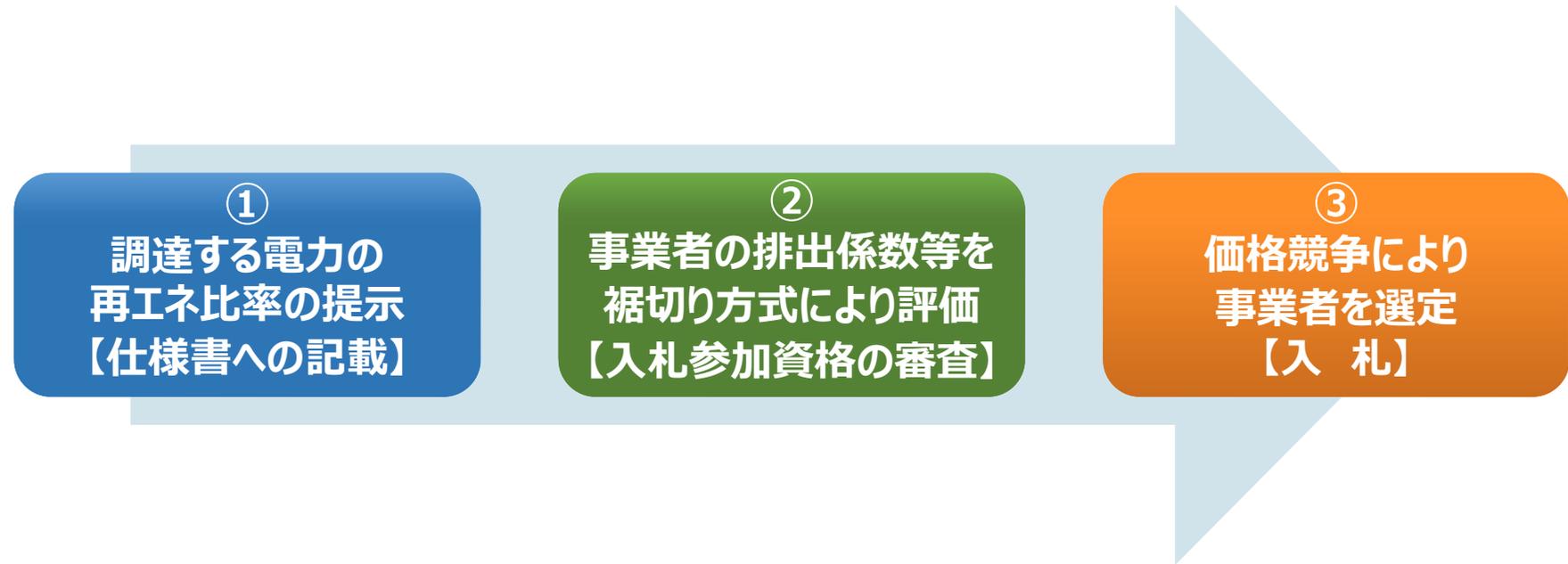
令和4年度における基本方針等の改定を含めた対応方針（案）

- 政府実行計画における2030年度までの再エネ電力比率の目標である60%以上を目指し、電気の供給を受ける契約に係る基本方針等を改定し、令和5年度の契約から反映する



- 再エネ電力の最大限導入に向け、国及び独立行政法人等の契約に当たっては、**一定の再エネ電力の調達を求める旨を環境配慮契約法基本方針に明記**（基本方針の改定）
- 可能な限り**再エネ電源の普及に資する再エネ電力の調達に努める旨を環境配慮契約法基本方針に明記**（基本方針の改定）
- **環境配慮契約（裾切り方式）を実施の上、契約ごとに仕様書に再エネ電力比率を明記**し、小売電気事業者が提供する再エネ電力メニュー等により電力を調達（基本方針解説資料の改定（仕様の例示））
- 2030年度までの再エネ比率目標の60%以上を達成するため、国等の契約実績、再エネ電力の需給状況等を勘案し、**次年度の契約において仕様書に示すべき最低限の再エネ電力比率を環境配慮契約法基本方針解説資料に記載**（基本方針解説資料の改定）

再生電力の調達の流れ（裾切り方式による事業者の評価を実施）



③ 再エネ電力の普及促進に向けた取組

再エネ電力の普及促進の考え方

- 再エネ電力の導入状況の把握・整理・分析及び情報提供が必要であること
 - ✓ 国及び独立行政法人等の再エネ電力の供給区域別の調達量・割合、メニュー、電源等の把握・分析、先進事例・優良事例（環境配慮契約を含めた事例）の収集・整理及び情報提供
 - ✓ 調達者向けに仕様書等の入札手続・契約内容に係る情報、確認すべき事項等に関して、ひな型等の使いやすい形式で提供
- 小売電気事業者の再エネ電力メニューに関する情報収集及び提供が必要であること
 - ✓ 小売電気事業者の再エネ電力メニューに関する情報提供の内容等について、例年実施しているアンケート調査を踏まえ検討



小売電気事業者の再エネ電力メニューの登録・公表の仕組み、調達者向けの契約関連情報の提供等については令和5年度において検討

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討について
2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討について
3. その他
 - ① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討
 - ② 総合評価落札方式の導入可能性に係る継続的な検討
4. 環境配慮契約法基本方針等の検討スケジュール（案）

① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討

沖縄電力供給区域における環境配慮契約のあり方検討の進め方

- 環境配慮契約の対象外としている沖縄電力供給区域について系統が連携していない等の地域特性を踏まえ、実施可能な手法の検討が必要であること
 - ✓ 国及び独立行政法人等における電気の供給を受ける契約の実施状況の確認
 - ✓ 沖縄県や那覇市などの地元の地方公共団体に対する現状確認及び協力依頼
 - ✓ 沖縄電力をはじめ小売電気事業者に対し、区域内の排出係数低減、再エネ導入に関する取組、今後の方向性等の確認及び協力依頼



沖縄電力供給区域における環境配慮契約のあり方（評価項目・評価方法等）について継続的に検討を実施し、適切な時期にとりまとめ

② 総合評価落札方式の導入可能性に係る継続的な検討

総合評価落札方式を含めた適切な契約方式の検討の進め方

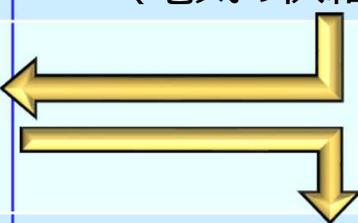
- 二酸化炭素排出係数の低減、再エネ電力比率の目標達成に向け、より効果的かつ適切な契約方法について、総合評価落札方式を含め引き続き検討が必要であること
 - ✓ 国及び独立行政法人等、地方公共団体等における事例調査の継続実施
 - ✓ 裾切り方式及び総合評価落札方式の課題整理（メリット/デメリット等）
 - ✓ 総合評価落札方式の契約方式、評価項目・基準等の検討



電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の導入可能性について課題整理、契約方式、評価項目・基準等を継続的に検討

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討について
2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討について
3. その他
4. 環境配慮契約法基本方針等の検討スケジュール（案）

令和4年度電力専門委員会における検討スケジュール（案）

月	基本方針検討会	電力専門委員会
6	令和3年度の第3回基本方針検討会において電力専門委員会の継続設置を了承	第1回専門委員会（6月21日） ○ 電力専門委員会における検討事項等（電気の供給を受ける契約の方針等）
7	第1回検討会（7月15日） ○ 環境配慮契約基本方針等の検討方針等 ○ 電力専門委員会の検討状況等の報告	
9		
10上中		第3回専門委員会（10月上～中旬） ○ 基本方針改定案及び基本方針解説資料改定案の検討・とりまとめ
10下 11上	第2回検討会（10月下～11月上旬） ○ 基本方針改定案の検討 ○ 専門委員会の検討とりまとめ結果報告等	
11～12	（基本方針改定案のパブリックコメント）	
12	第3回検討会（12月中～下旬） ○ 基本方針改定案及び基本方針解説資料改定案の審議 ○ 令和5年度における検討方針等	
2	基本方針閣議決定及び基本方針解説資料の改定	

環境配慮契約法基本方針等の中期検討スケジュール（案）

契約類型	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和12年度(2030) までの予定
電気の供給を受ける契約		排出係数しきい値導入	排出係数しきい値の継続的な引下げ及び新たな引下げ検討を受けた運用の実施	未実施機関の公表（令和2年度契約締結実績分から開始）	加点項目の見直しの反映、実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 排出係数に関連する制度、電気事業者の取組進捗等を踏まえ、しきい値の強化 ● 加点項目の整理及び機動的な見直し ● 再エネ電力の最大限導入に向けた取組推進及び再エネ比率の強化 ● 裾切り方式の配点例については事務局において毎年適切に設定 ● 総合評価落札方式導入可能性の継続的検討 ● 専門委員会の設置
	排出係数しきい値の方針検討	排出係数しきい値の引下げ検討	排出係数しきい値の引下げ方向性等の検討	▲46%と整合した排出係数しきい値の絵姿	強化された排出係数しきい値による運用	
	加点項目の見直しの検討	加点項目の整理、見直しの必要性及び見直し内容等の検討	再エネ電力の最大限導入に向けた検討（再エネ比率の継続的な向上） 再エネ電源に係る検討	新たな加点項目及び電気事業者の取組を踏まえた見直しの検討	再エネ電力の調達の実施	
		再エネ電力の最大限導入に向けた検討（再エネ比率の継続的な向上） 再エネ電源に係る検討	総合評価落札方式の導入可能性に係る検討	導入条件、評価方式・項目等に係る検討	専門委員会設置検討	
	専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置	
建築物に係る契約 (設計、維持管理及びESCO)	維持管理契約導入	契約実績調査・分析等	設計・維持管理・改修が連携した仕組みの検討	検討結果の基本方針等への反映	検討結果の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物に係る契約の効果的な連携のあり方に関する検討 ● 検討状況等を踏まえ専門委員会の継続設置
			専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置検討	
自動車の購入及び賃貸借に係る契約		次世代自動車等への対応の検討	総合評価の算定方法の検討	新たなトップランナー基準や市場動向により検討	専門委員会設置検討	検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会を設置
				専門委員会設置検討	専門委員会設置検討	
産業廃棄物の処理に係る契約及び船舶の調達に係る契約		関係法令等の見直しに伴う対応検討	プラ循環法成立に伴う対応検討(産廃処理)	他の基準や市場動向により必要に応じ検討	専門委員会設置検討	検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会を設置
				専門委員会設置検討	専門委員会設置検討	

凡例：



※ 各年度における専門委員会の開催の要否及び検討内容等については基本方針検討会において決定